

特定非営利活動法人コミュニアル 賛助会員規約

第1条（目的）

この規約は、特定非営利活動法人コミュニアル（以下「当法人」という。）の賛助会員に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員の定義）

賛助会員は、当法人の趣旨目的に賛同し、法人活動を支援する意思を持つ個人会員及び法人・団体会員をいう。

第3条（入会）

賛助会員になろうとする者は、本会員規約に同意の上、WEB申込みフォーム（以下「入会申込書」という。）に必要な事項を入力し、当法人に提出することとする。年会費の振込を事務局が確認した日を以って入会の成立とする。入会は年間を通じて随時行うことができる。

第4条（入会の拒絶）

当法人は、入会申込者が次の各号に該当する場合は、入会を認めない場合がある。

- (1) 入会申込書に虚偽の事項を記載した場合。
- (2) 入会申込者がかつて除名された者であった場合。
- (3) 年会費を指定期限日を過ぎても未納の場合。
- (4) その他、前各号に準ずる場合で当法人が入会を適当でないと判断した場合。

第5条（年会費）

賛助会員会費は年額とし、個人会員は一口 5,000 円、法人・団体会員は一口 30,000 円とする。口数に制限は設けないものとする。会費は入会の日にかかわらず、当該会計年度の末日（3 月末日）まで有効とする。

第6条（法人・団体会員の資格継承）

法人・団体で入会した会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した法人・団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法にて当法人に通知しなければならない。

第7条（会員情報の変更）

会員は、入会申込書に入力された内容について変更があったときは、速やかに書面又は電磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会員から退会の申出があったとき。
- (2) 会員が死亡し、又は会員である法人・団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第9条（除名）

当法人は、会員が次のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。

- (1) 当法人の定款等に違反したとき。
- (2) 本会員規約に違反したとき。
- (3) 他の会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した場

合。

- (4) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (5) その他、当法人が会員として不適切と判断した場合。

第10条（退会）

賛助会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。なお、既納の賛助会員会費は返還しない。

第11条（補足）

賛助会員について本会員規約に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

附記

この規程は令和4年4月1日に制定し、令和4年4月1日より施行する。